



# 宮 崎 県 公 報

令和6年3月11日(月曜日) 第490号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日  
購読料(送料共) 1年 44,400円

## 目 次

告 示	頁	公 告	
○県税の期限の延長……………(税務課) 1		○土地改良区の役員の退任の届出……………(農村整備課) 1	
		○県営土地改良事業計画の変更……………( “ ) 1	
		○県営土地改良事業に係る換地処分……………( “ ) 1	

## 告 示

### 宮崎県告示第 139号

宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号。以下「条例」という。)第22条ただし書の規定により、地方税法(昭和25年法律第226号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、条例第62条の2の規定により申告納付すべき自動車税の環境性能割、条例第62条の3第2項又は第4項の規定により徴収する自動車税の種別割、条例第85条の規定により徴収する狩猟税並びに地方税法附則第29条の11及び第29条の12第1項の規定により申告納付すべき軽自動車税の環境性能割を除き、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

### 指定地域

富山県、石川県

## 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、曾木土地改良区(延岡市)の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
監 事	米 倉 建 男	延岡市北方町曾木子1776番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により

、細野第1地区県営土地改良事業(小林市、県営畑地帯総合整備事業(担い手支援型))に係る土地改良事業計画を変更した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類  
変更に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間  
令和6年3月11日から令和6年4月9日まで
- 縦覧場所  
小林市役所農業振興課内
- その他

この公告に係る土地改良事業計画の変更(以下「この計画の変更」という。)に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、上記の審査請求のほか、この計画の変更があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となる。)、この計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、鶴毛・杵木地区3換地区県営土地改良事業(日向市、県営経営体育成基盤整備事業(経営体育成型))に係る換地処分をした。

令和6年3月11日

宮崎県知事 河野俊嗣